

# 釧路市立芦野小学校いじめ防止基本方針

釧路市立芦野小学校

## 1. 定義・責務・基本方針

### 【趣旨】

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」には、学校に関する条文として4つの観点を受けて、学校では、実態に合わせた「学校いじめ防止基本方針」を作成することになりました。

1. 『総則・基本方針』として「定義」「責務」「基本方針」
2. 『学校(設置者)が講ずる基本施策』として「早期発見」「人材確保・資質向上」「ネット対策」
3. 『いじめ防止の措置』として「組織」「具体的措置」「校長及び教員による懲戒」
4. 『重大事態への対処』として「学校(設置者)による対処」「地方公共団体の長等への報告」

### 【定義】

加害側からの表現から被害側の表現になり、いじめ認知のハードルがどんどん下がった  
《 関係性 》 《 内容 》 《 認知の基準 》

H18前	自分より弱い者に対して一方的に	身体的・心理的な攻撃を継続的に加え	相手が深刻な苦痛を感じているもの
H18後	一定の人間関係のある者から	心理的・物理的な攻撃を受けたことにより	精神的な苦痛を感じているもの
H25後	一定の人間関係のある他の児童生徒が行う	心理的・物理的な影響を与える行為であって (インターネットを通じて行われるものを含む)	対象となった児童生徒が苦痛を感じているもの

### 【責務】

いじめだと思われたら「連携(学校内外)」「適切」「迅速」に対処する責務を負う。

### 【基本方針】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

## 2. 基本的施策

芦野小学校の施策として、『早期発見』『指導・支援』『予防・開発』の3つのシステムを構築する。  
「資質向上」として、『いじめマニュアル』を作成し共通の理念や対応スキルが持てるようにする。

## 3. 組織

本校での「いじめ防止等の対策のための組織」は、学校長をリーダーとして下記のメンバーとする。  
(名称を「芦野小いじめ対策委員会」とする)

- (1) 構成員 1. 校長 2. 教頭(委員長) 3. 主幹 4. 生指部部長 5. 教務主任 6. Co 7. 養護教員
- (2) 用途 1. 委員長の招集で「いじめ防止・対策」に向けての取り組みについて協議をする  
2. 事例が発生した場合、当該学年(主任と担任)教諭を交えて協議をする  
3. 生徒指導部部長が全体への報告・啓発を行う  
4. 事例が発生した場合、委員長が教育委員会に報告し関係機関を委員会にいれるかどうかの指示を確認する

## 4. 具体的措置

1. 「いじめアンケート」を年に2回行う。また、調査後に、「聴き取り」「対応」「見届け」を行う。  
その際に、本校独自の「いじめ認知シート」に記録し、生徒指導部部長に提出する。
2. いじめと思われる事例については、『いじめ対策マニュアル』を参考にして対応すると共に保護者に連絡を取るような事案は、必ず教頭への報告義務を果たす。

## 5. 重大事態への対処

いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(年間30日を目安、又は、一定の期間連続した欠席)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合をいう。

疑いがあった場合、学校の設置者に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する。